

公益社団法人 日本顕微鏡学会
代議員選出規程

平成 24 年 9 月 29 日制定

平成 26 年 7 月 5 日改正

平成 27 年 11 月 26 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は公益社団法人日本顕微鏡学会(以下「この法人」という)の代議員及び補欠代議員の選出に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(選出方法、選挙区)

第 2 条 代議員及び補欠代議員は、この法人を構成する支部単位で選出する。各支部に属する都道府県は、細則に定めるものとする。

(選挙管理委員会)

第 3 条 この選挙の管理執行に関しては、別に定める選挙管理委員会が行う。

(代議員及び補欠代議員の定数)

第 4 条 各支部で選出される代議員定数は、選挙を実施する年度のこの法人の事業年度開始時の各支部の正会員数を 10 で割り、端数を四捨五入した人数とする。
2 各支部の代議員定数の和を代議員総数とする。補欠代議員数については、各支部につき若干名とする。

(代議員への立候補)

第 5 条 代議員候補者は、各支部の正会員からの立候補制とする。立候補は、自薦、または推薦を受けて本人の承諾を得た場合の二種類とする。
2 推薦を受け本人が承諾して立候補する場合は、正会員 1 名の推薦を必要とする。
3 立候補者は、所定の期日までに選挙管理委員会に立候補を届出る。
4 代議員と、役員候補者への重複立候補は可とする。
5 代議員候補者として推薦を受ける場合は、推薦人は被推薦者と同一の支部に所属する正会員とする。また、同一の推薦人が推薦する人数は、各支部で選出される代議員定数(補欠を含む)を最大とする。

(代議員選挙)

第 6 条 代議員選挙は、選挙管理委員会の管理のもとで公示し、実施する。

- 2 代議員選挙は、受付順による立候補者名簿に基づき、全国一斉に選挙管理委員会
が実施する。
- 3 各正会員は所属する支部の代議員立候補者についてのみ無記名で投票し、支部単
位で代議員及び補欠代議員を選出する。
- 4 選出は支部単位で、得票数の上位のものからとする。選出された最下位の者が同票
で複数の場合は、第一に前年度の代議員経験者を優先し、第二に年齢の若い立候
補者を優先し、第三にくじ引きとする。

(補欠代議員)

- 第7条 代議員選挙の際に、補欠代議員を選出しておく。選出順序は第一に得票数、第二に
代議員経験者、第三に年齢の若い立候補者、第四にくじ引きとする。
- 2 代議員が会員資格を喪失した場合は代議員資格を失う。支部を移動した場合、また
は国外に移動した場合は代議員資格を失わない。代議員の補充は、直前まで在籍し
た支部の補欠代議員候補者を得票数の多い順に充てるが、補欠代議員候補者がい
なくなった場合は、補充しない。

(代議員の選任及び任期)

- 第8条 選挙管理委員会が選挙結果を公表する日を、代議員の選任の日とする。公表の方法
は、学会ホームページへの記載とし、また理事会へも報告する。
- 2 代議員の任期は選任の日から2年以内実施される代議員選挙の終了日までとす
る。
 - 3 欠員の発生により補充された代議員の任期は、欠員となった代議員の残りの任期終
了日までとする。

附 則

- 1 この規程は、理事会の決議により、変更することができる。
- 2 本規程による代議員選出は、平成 29・30年度の代議員選挙より適用される。